## 産業廃棄物処分業・特別管理産業廃棄物処分業許可申請提出書類一覧表 【申請者が法人の場合】

※3部提出が必要。申請書の作成に当たっては、注意事項及び記入例をよくお読みください。

No.	世 出 書 類	新規	更新	変更
1	許可申請書(様式第八号、第十号、第十四号、第十六号のいずれか(第1面から第3面)	•	•	•
2	事業計 (様式第七号の1)	•	Δ	•
	画の概 (様式第七号の2) (中間処理施設を有する場合)	•	Δ	Δ
	要を記 (様式第七号の3) (最終処分場を有する場合)	•	Δ	Δ
	載した (様式第七号の4)	•	Δ	•
	書類 (様式第七号の5)		$\triangle$	
3	事業の ① 事業場内の見取図 (施設、保管施設、建物の位置を記載してください)		Δ	$\triangle$
	用に供② 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	•	Δ	$\triangle$
	する施③ 法第15条の許可に係る施設にあっては、許可証の写し	•		$\triangle$
	設に関 ④ 中間処理施設にあっては、売買契約書の写しと領収書等の施設の所有権を有す		$\triangle$	Δ
	する書 ることを証する書類(申請者が所有権を有しない場合、施設の賃貸借契約書等)		$\triangle$	
	類 ⑤ 中間処分を業として行う場合には、保管施設の平面図、立面図、構造図、処分		$\triangle$	
	前後の保管計画書			
	⑥ 最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書		$\triangle$	
	類及び図面(当該施設が法第15条の許可を受けた施設である場合を除く。)			
	⑦ 事業場付近の見取図(概ね 100m以内の土地の利用状況、配慮施設の有無等が			
	分かるもの)	Ļ		Ľ
	事業の① 当該土地の登記事項証明書(申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸		Δ	
	用に供 借契約書等の写しを添付)	Ļ		Ľ
	する土② 建物がある場合は、建物の登記事項証明書(申請者が所有権を有しない場合に		Δ	$\triangle$
	地に関 は、建物の賃貸借契約書等の写しを添付)	<u> </u>		_
	する書 ③ 公図 (事業場の範囲、施設、保管施設の位置を記載してください)		Δ	•
	類 ④ 土地所有者の承諾書(土地の賃貸借契約書に当該処分業を行う旨の記載がある	•	Δ	•
	場合は不用)	₩		
	⑤ 隣接する土地の登記事項要約書及び所有者の承諾書の写し(公道等を挟んでい	•	$\triangle$	•
	る土地は不用)	+		
	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業許可申請等に係る規制法令確認状況表(対象法令は	•		$\triangle$
	記載例を参考とすること)			_
4	他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可書等の写し			
4	中間処分を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類( <b>様</b> <b>式第十一号</b> )(※1)	•		$\triangle$
5	産業廃棄物の処分に関する講習(特別管理産業廃棄物の場合は特別管理産業廃棄物の処分に	+		
၂	産業廃棄物の処分に関する講習(特別管理産業廃棄物の場合は特別管理産業廃棄物の処分に 関する講習)の修了証の写し(受講者は、役員又は政令使用人であること。原本照合を行う			
	ため、修了証の原本が受付時に必要。)			
6	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式第十二号)			
7	直前3年の各事業年度(※6)における貸借対照表、損益計算書(販売費及び一般管理費の内訳、売上			
'	(又は製造等)原価の内訳を含む。)、株主資本等変動計算書、個別注記表、確定申告書の写し(別			
	表1、別表4)、確定申告書の添付書類の写し(勘定科目内訳明細書のうち買掛金(未払金・未払費			
	用)の内訳書、役員報酬手当等及び人件費の内訳書)及び法人税の納税証明書(その1)(※2)			
8	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類	Δ	Δ	Δ
9	事務所付近の見取図 (3の⑦が添付されており、同一の場合は添付省略可)	•		Δ
1 0	定款(又は寄附行為)及び登記事項証明書(※3)(定款、寄附行為は原本証明してください)	•	•	•
1 1	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面	•	•	•

## 【申請者が法人の場合】

			【中明石/	か伝人の場合				
No.		提	出	書	類	新規	更新	変更
1 9	<u> </u>	 夏第2号ニに規定す	- ス役員の住民			/yL	الام الام	
1 3								
1 3	2 = 1 4 0 1 1 1 41 = 22 4				銀い日かい立め上の銀に指当する 4)(これらの者が法人の場合は、			
	登記事項証明書(		. 4 0 <b>- О</b> • О • Д	.以示ッチロ(M·	ま)(これのりの)日かれな人のの初日では、			
1 4	政令使用人に(	① 申請者に令第6	6条の 10 に規	定する使用人(	政令使用人) がある場合には、そ			
	関する書類	の者の住民票の写	えし(※4)					
	(2	② その者が、法	人の登記事項	質証明書で登記	されていない支店、事業場等の			
		代表者である場	合は政令使用	月人に該当する	旨の証明書			
1 5	法第 14 条第 5 項	第2号ハに規定す	ける未成年者(	の法定代理人、	同号二に規定する役員、発行済株	ŧ		
	式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資をしてい					•		•
	る者及び政令使用	月人に係る申立書(※	<b>(</b> 5)					
1 6	, , , ,	(1)提出が必須	~~ —					
	業に係る収支			を(※6)、以下同	じ) 以上ある場合で、次のいず			
	計画書に基づ	れかに該当す		NI 1 0 0/ + >#	トベナフ (本共のケの奴券刊光			
	いて中小企業 診断士又は公				5である。(直前3年の経常利益 費の額を加えて得た額)の平均			
	認会計士が作				貳の顔を加えて侍た顔)の平均 <sup>°</sup> ラスである場合を除く。)			
	成した経営診				ラスでのる場合ではる。) 利益金額等の平均値及び直前の			
	断書			マイナスである				
		<ul><li>② 営業実績が</li></ul>						
		(2)(1)に該当	しない場合で	あっても、赤字次	が大きい、自己資本比率が低い等			
		の事情を勘案で	する必要がある	る場合において、	、提出を要することがある。			
1 7					として行う場合には、次に掲げる書類	頁		
	当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類							
			の分析を行う	者が当該分析に	こついて十分な知識及び技能を			
	有することを証		4)_\ <del>-</del> \ <del>-</del> -\ <del>-</del> -\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-	- 1 .2 +CM. 1	4	1	_	
1 8	2 2 2 2	遵法性に係る基準						
1 9	### /C C 54 / 51				号(特別管理産業廃棄物の場合			
	ノ С リ る 物 ロ			• • • • • • • •	公表事項の情報を公表・更新し Dホームページにおいて情報を			
				2	カホームペーンにおいて情報を ントアウトしたもの(申請の前		•	
	/ 李华(加)江 「/屋 山				いる場合は、前回認定に係る許可			
		日から申請の日ま			- W. G. C. J. Harris Stray Co., Kill of H. J.			
2 0	業者認定等申請	IS014001 又はエ	コアクション	21 の認証書の	写し		•	
2 1	添付書類一覧	電子マニフェスト	の加入証の写	し又は JWNET の	加入者ページから印刷した加入証		•	
2 2					産取得税、事業所税、都市計画	i		
	<u>ください。)</u>	税、固定資産税の	)納税証明書	及び社会保険料	ト、労働保険料の納入証明書			

- ●…必ず添付が必要なもの、△…該当する場合のみ添付が必要なもの(現行許可の内容に変更のある場合、県から提出を指示した場合など。経営診断書については要診断書と判断された場合に必要。)
- ※1…予定処分先が愛知県許可以外の処分業者の場合は処分業者の処分業の許可証の写しを添付してください。
- ※2…修正申告を行っている場合は申告書及び修正申告書の両方を添付してください。
- ※3…履歴事項全部証明書
- ※4…住民票の写しは、本籍(外国人にあっては国籍)の記載のあるものに限るものとします。マイナンバーの記載のないものとしてください。
- ※5…欠格条項に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。
- ※6…事業年度は、6か月以上あるものを1期としてみなします。
- (注) 住民票の写し、納税証明書、登記事項証明書等は、3か月以内に発行されたものであること。

## 産業廃棄物処分業・特別管理産業廃棄物処分業許可申請提出書類一覧表 【申請者が個人の場合】

※3部提出が必要。申請書の作成に当たっては、注意事項及び記入例をよくお読みください。

	3 部旋田が必要。甲請者の作成に当たつては、注息事項及び記入例をよくわ読み、	新	更	変
No.	提出出書類	規		更
1	許可申請書( <b>様式第八号、第十号、第十四号、第十六号のいずれか(第1面から第3</b> 面))	•	•	•
2	<u> </u>			
2	の概要を (様式第七号の2) (中間処理施設を有する場合)		$\triangle$	$\wedge$
	記載した ( <b>様式第七号の3</b> ) (最終処分場を有する場合)	•		
	書類 (様式第七号の4)	•	Δ	•
	(様式第七号の5)	•	Δ	•
3	事業の用 ① 事業場内の見取図(施設、保管施設、建物の位置を記載してください)	•	Δ	$\triangle$
	に供する② 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	÷	Δ	$\triangle$
	施設に関③ 法第15条の許可に係る施設にあっては、許可証の写し	•		Δ
	する書類 ④ 中間処理施設にあっては、売買契約書の写しと領収書等の施設の所有権を有 することを証する書類(申請者が所有権を有しない場合、施設の賃貸借契約書 等)		$\triangle$	$\triangle$
	⑤ 中間処分を業として行う場合には、保管施設の平面図、立面図、構造図、処 分前後の保管計画書	Ē	Δ	•
	⑥ 最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする 書類及び図面(当該施設が法第15条の許可を受けた施設である場合を除く。)		Δ	$\triangle$
	⑦ 事業場付近の見取図 (概ね 100m以内の土地の利用状況、配慮施設の有無等が分かるもの)			•
-	事業の用① 当該土地の登記事項証明書(申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃	i i	+	
	に供する 貸借契約書等の写しを添付)		$\triangle$	•
	土地に関② 施設が建物内にある場合は、建物の登記事項証明書(申請者が所有権を有し する書類 ない場合には、建物の賃貸借契約書等の写しを添付)	•	$\triangle$	Δ
	③ 公図(事業場の範囲、施設、保管施設の位置を記載してください)	•	Δ	•
	④ 土地所有者の承諾書(土地の賃貸借契約書に当該処分業を行う旨の記載がある場合は不用)	•	Δ	•
	⑤ 隣接する土地の登記事項要約書及び所有者の承諾書の写し(公道等を挟んている土地は不用)	. •	$\triangle$	•
	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業許可申請等に係る規制法令確認状況表(対象法令に記載例を参考とすること)	•		$\triangle$
-	他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可書等の写し	•		Δ
4	中間処分を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類( <b>核</b> <b>式第十一号</b> )(※1)			Δ
	産業廃棄物の処分に関する講習 (特別管理産業廃棄物の場合は特別管理産業廃棄物の処分に		●な修了	· 証の
	関する講習)の修了証の写し(受講者は、本人又は政令使用人であること。原本照合を行う ため、修了証の原本が受付時に必要。)	詳細	ロット は、注意 ージを参	意事項
6	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類( <b>様式第十二号</b> )			
	資産に関する調書( <b>様式第十三号</b> )、直前3年の所得税の納税証明書、確定申告書の写し(第1			
	表)および確定申告書の添付書類の写し(青色申告決算書(貸借対照表、損益計算書)又は		•	•
	収支内訳書)(※2) 金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類		_	_
Ŏ	立[[[		$\triangle$	$\triangle$

## 【申請者が個人の場合】

	「中間有が個人の場合」				
No.	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		新規	更新	変更
9	9 事務所付近の見取図(3の⑦が添付されており、同一の場合は添付省略可)		•		Δ
1 0	り 申請者の住民票の写し(※3)		•	•	•
1 1	1 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する	書面	lacktriangle	•	•
1 2	2 申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代の写し(※3) 及び法定代理人の資格を証明する書類	理人の住民票	•	•	•
1 3	3政令使用人に関す る書類① 申請者に令第6条の10に規定する使用人(政令使用人)がある書類その者の住民票の写し(※3)② その者が政令使用人に該当する旨の証明書	ある場合には、	•	•	•
- 1		+m 1)=K 7			
	4 申請者、法第 14 条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年者の法定代理人及び政令(申立書(※4)	史用人に係る	•	•	•
	5 今後5年の事業に 係る収支計画書に 基づいて中小企業 診断士又は公認会 計士が作成した経 営診断書 2 (2)(1)に該当しない場合であっても、赤字が大きい、 が低い等の事情を勘案する必要がある場合において、技 ことがある。	納付していな 说を納付した 自己資本比率 是出を要する	$\triangle$		$\triangle$
16	5 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処理を業として行 次に掲げる書類 当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類 当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知認 有することを証する書類		•	•	$\triangle$
1 7				•	
18	場合に必要な書類 (詳細は「優良産 表・更新している旨の証明書及び更新の一覧又は自らのホー 業廃棄物処理業者 認定等申請添付書 たもの(申請の前6月間分のもの。既に愛知県で認定を受り	頁の情報を公 ームページに ノトアウトし		•	
	類一覧表」を参照 は、前回認定に係る許可日から申請の日までのもの。)				
1 9		ジみ、た 自己日			
2 0	た加入証	, , ,		•	
2 1	1 消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、事業所税、 固定資産税の納税証明書及び社会保険料、労働保険料の納入記			•	

- ●…必ず添付が必要なもの、△…該当する場合のみ添付が必要なもの(現行許可の内容に変更のある場合、県から 提出を指示した場合など。経営診断書については要診断書と判断された場合に必要。)
- ※1…予定処分先が愛知県許可以外の処分業者の場合は処分業者の処分業の許可証の写しを添付してください。
- ※2…修正申告を行っている場合は申告書及び修正申告書の両方を添付してください。マイナンバーが記載されている部分は黒塗り等で消した上でコピーしてください。被雇用者が転業により申請する場合で、給与所得のみ等の理由で確定申告を行っていないときは、源泉徴収票の写しを添付してください。
- ※3…住民票の写しは、本籍(外国人にあっては国籍)の記載のあるものに限るものとします。マイナンバーの記載のないものとしてください。
- ※4…欠格条項に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。
- (注) 住民票の写し、納税証明書、登記事項証明書等は、3か月以内に発行されたものであること。